

# みんなで子どもを虐待から守ろう



11月は児童虐待防止推進月間

「オレンジリボン」には児童虐待防止のメッセージが込められています

しつげと思ってした行為でも、たたく、怒鳴るなど、子どもが苦痛と感じたらそれは虐待です。

昨今増えているのが「心理的虐待」で、暴言や無視、きょうだい間の極端な差別などです。配偶者間の暴言、暴力、けんかも子どもの前でを行うと「面前DV」という心理的虐待になります。幼少期から心理的虐待を受けていると、子どもの脳が委縮するなどの悪影響が心配されます。

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、

速やかに通告する法律上の義務があります。虐待でなかったとしても、責任を問われることはありません。あなたの気付きが、子どもや保護者を支援するきっかけになるかもしれません。



市 HP

## 子どもを虐待から守るためのポイント

- おかしいと思ったら、迷わず通告をする。
- しつげのつもりは、言い訳です。子どもの立場で判断をする。
- 一人で抱え込まない。できることから行動する。

連絡先	電話番号・2次元コード	相談時間
みどり市子育て応援ダイヤル (家庭児童相談室)	☎ (76)2114	午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
児童相談所虐待対応ダイヤル	☎ 189 (いちはやく) ※局番なし	24時間対応
東部児童相談所	☎ 0276(57)6111	午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
こどもホットライン 24	☎ 0120(783)884 ☎ 027(263)1100 (携帯電話から)	24時間対応
LINE 相談窓口 ぐんまこども・子育て相談	右の2次元コードから 友だち登録してください 	午前9時～正午、午後1時～5時 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

# 女性に対する暴力をなくそう



11月12～25日は女性に対する暴力をなくす運動期間

「パープルリボン」は女性に対する暴力根絶のシンボルです



市 HP

DVは犯罪です。DVとは、配偶者やパートナーなどの親しい関係で起こる身体的・精神的・性的・経済的などあらゆる形の暴力のことで、どんなに身近な間柄でも決して許されるものではありません。

DV被害者は、誰にも相談できなくて、一人で悩んでいる人がほとんどです。家族に危害が及ぶことを恐れ、助けを求めることをためらう人もいます。恐れずに最寄りの相談機関に相談してください。

連絡先	電話番号	相談時間
群馬県女性相談センター (配偶者暴力支援センター)	☎ 027(261)4466 (相談専用電話)	月～金曜日：午前9時～午後7時30分 土曜日：午前10時～午後5時 日曜日：午後1時～5時 (祝日、年末年始を除く)
群馬県警察本部警察安全相談室	☎ 027(224)8080	24時間対応
桐生警察署生活安全課	☎ (43)0110 (代表)	24時間対応
みどり市役所家庭児童相談室	☎ (76)2114	午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
男性DV 被害者相談電話	☎ 027(263)0459 (相談専用電話)	第2・4水曜日の正午～午後1時30分